

1 母子保健事業について

(1) 事業概要

安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、地域での医療や福祉、教育等に関する各種取組との連携のもと、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスの充実を図る。母子保健法に基づく、母子健康手帳の交付、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査や産後ケア事業等を実施する。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業の見直しや、部分的に内容変更を行うなどの対応を図った。

(2) 母子の人口動態について

表1 出生数と合計特殊出生率

保健医療福祉データ(多摩府中保健所)

及び東京都母子保健事業報告年報(令和2年度)

		平成30年	令和元年	令和2年
出生数	調布市	1,964	1,875	1,750
	東京都	107,150	101,818	99,661
合計特殊出生率	調布市	1.26	1.22	1.14
	東京都	1.20	1.15	1.12

表2 乳児死亡と新生児死亡

		平成30年	令和元年	令和2年
乳児死亡 (人口千対)	調布市	1.5	1.6	1.1
	東京都	1.7	1.4	1.4
新生児死亡 (人口千対)	調布市	1.5	0.5	0.6
	東京都	0.5	0.6	0.6

乳児死亡…生後1年未満の死亡

新生児死亡…生後4週未満の死亡

表3 自然死産と人口死産(出産千対)

		平成30年	令和元年	令和2年
自然死産	調布市	8.5	10.5	11.8
	東京都	9.2	9.3	9.4
人工死産	調布市	11.0	8.4	5.6
	東京都	10.9	12.8	11.0

死産…妊娠満12週以後の死児の出産

表 4 周産期死亡(出産千対)

		平成 30 年	令和元年	令和2年
周産期 死亡	調布市	2.0	4.3	4.0
	東京都	2.9	3.0	3.0
22 週以後 の死産	調布市	0.5	3.7	3.4
	東京都	2.4	2.5	2.5
早期新生 児死亡	調布市	1.5	0.5	0.6
	東京都	0.5	0.5	0.4

周産期死亡 …妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの
 早期新生児死亡…生後1週未満の死亡